

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

人事委員会

○人事委員会規則七―三十三(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則

ページ
一

人事委員会

人事委員会規則七―三十三(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則を(一)に公布する。

平成三十一年三月十八日

宮城県人事委員会

委員長 千葉裕一

○人事委員会規則七―三十三―六十五

人事委員会規則七―三十三(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則

第一条 人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十一年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七―三十三(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を次のように改正する。

別表第一公安職給料表の項中

「4 警察本部の秘書官、留置管理指導官、職務倫理教養官、
術科指導官、通信指令官、検視官、交通事故分析官、交通
事故鑑識官又は総合情報分析官の職務

を

「4 警察本部の秘書官、留置管理指導官、職務倫理教養官、
術科指導官、少年事件指導官、通信指令官、検視官、告訴

に

事件指導官、組織窃盗対策官、被害者連絡調整官、交通事故分析官、交通事故鑑識官又は総合情報分析官の職務

3 警察本部の上席監察官、監察官、人事調査官、採用調査官、人身安全対策官、少年事件指導官、経済調査官、サイバー犯罪捜査指導官、雑踏警備対策官、警ら指導官、刑事指導官、総括検視官、広域捜査官、性犯罪捜査指導官、告訴事件指導官、特別捜査指導官、組織窃盗対策官、国際犯罪捜査指導官、暴力団対策指導官、銃器薬物捜査指導官、交通事故事件捜査指導官、被害者連絡調整官、交通聴聞官、警備指導官又は警備警護対策官の職務

を

3 警察本部的上席監察官、監察官、人事調査官、採用調査官、犯罪抑止対策官、人身安全対策官、経済調査官、サイバー犯罪捜査指導官、雑踏警備対策官、警ら指導官、刑事指導官、総括検視官、広域捜査官、性犯罪捜査指導官、特別捜査指導官、暴力団対策指導官、銃器薬物捜査指導官、交通事故事件捜査指導官、交通聴聞官、警備指導官又は警備警護対策官の職務

に改める。

第二条 人事委員会は、職員の給与に関する条例に基づき、人事委員会規則七―三十三(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を次のように改正する。

別表第一行政職給料表の項中

「11 警察本部の心理専門官、術科指導官、少年育成官又は交通事故分析官の職務

を

「11 警察本部の心理専門官、術科指導官、健康管理専門官、少年育成官又は交通事故分析官の職務

に改め、同表公安職給料表の

「10 警察署の刑事官又は地域交通官の職務

を

「 10 警察署の刑事官の職務

附則

」に改める。

この規則中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成三十一年四月一日から施行する。